

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(検査職員)

[記入方法] 該当する項目の・に○マークを記入する。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	I.施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書第1編第1章総則に記載された設計図書の照査等・工事測量が実施され、結果を書面で監督員に提出し確認を求めている。(文書で整理されている。) ・ 施工計画書が工事着手前に提出され、その記載内容と現場施工方法が一致している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書に所定の項目が記載され、概ね1ヶ月以内に提出されている。 ・ 条件明示を反映した施工計画書になっている。 ・ 施工計画が現場状況(地形、地質、周辺環境、交通量等)を反映した具体的な内容となっているか。 ・ 安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。 ・ 施工計画書に変更があった場合、当該工事着手前に監督員に変更計画書が提出されている。 ・ 現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる <ul style="list-style-type: none"> ・ KY日誌で現場代理人の常駐状況が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。 ・ 施工計画書の現場組織表で、現場責任者が明記されている。 ・ 施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者、作業主任者等が明記されている。 ・ 下請に関する手続き等が適切に行われ施工されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制台帳及び施工体系図が作成され、工事現場に備えるとともに、監督員に提出されている。 ・ 施工体制台帳の記入が要領に基づき、適正に記入されている。(主任技術者の専任、非専任、注文請書の整備など) ・ 施工体制台帳による工事担当技術者(監理、主任、専門等)について資格、当事者確認の資料が整備されている。 ・ 施工体制台帳及び施工体系図に変更がある毎に、監督員に提出されている。 ・ 段階確認、臨時検査が監督要綱及び監督技術基準により適切に実施され、工程表と整合する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。 ・ 契約図書に基づき施工上の義務につき、検査職員より指示を行った。 <p>上記1項目該当事項があれば……………d</p> <p>2項目以上該当すれば……………e</p>			

- 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。(様式6-2の提出がある場合、評価の対象とする)
 - 材料(質)のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫がある。

- 工事記録、関係資料及び工事記録写真等を簡潔にわかりやすく整備している。
 - 工事記録等が目的別にインデックス等で分かりやすく整備されて、その整備資料全体がわかるように、総括表でまとまっている。
 - 法的な手続き等が必要なものに提出の漏れがない。(休日・祝日作業、道路使用、港湾区域の使用、労働基準監督署、海上保安本部への提出書類など)整備資料でチェックする。
 - キャリブレーションの必要な機器は、その成績結果表が添付されている。
 - 計算式等で算出根拠を説明するものがある場合、図表等を利用しわかりやすく整理されている。(例、薬注の注入量、該当がない場合は、削除)
 - 工事写真撮影時、黒板等を利用して写真撮影箇所の略図が撮影されており、的確に分かり易く表示されている。
 - 写真の撮影箇所に略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。
 - 説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。

- 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。
 - マニフェストが整理され、所要の数量と整合する。
 - 施工計画書に再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。
 - 建設副産物の最終処分地が当初から計画されている。
 - 産業廃棄物の処分について、委託が許可を受けた会社と契約されている。
 - 再資源化等の完了報告書が提出されている。

- 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。(中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。)
 - 建退共制度等に加入している。
 - 発注者向け掛け金収納書を工事完成時に提出している。
 - 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場であることが表示されている。

- 社内の管理基準等が作成され管理している。
 - 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の対処方法など)を定め、管理されている。
 - その管理基準により、社内検査(書類検査及び現場検査)が完了していることが書面で確認できる。

		<ul style="list-style-type: none">• 品質証明体制が確立され、有効に機能している。(3億円以上の工事及び課長等が必要と認める工事)<ul style="list-style-type: none">• 品質証明員届が提出されている。• 品質証明員の資格は、一級土木施工管理技士又は技術士である。• 品質証明員の現場経験が10年以上である。• 適切な時期に現場の施工実態の確認を実施している。• 検査前に工事関係書類等の事前確認を実施している。• 品質証明書の書式が指定されたもので、証明者の押印及び請負者の社印がある。 • その他() <p>チェック着目リストの2/3以上が該当する場合に、評価項目を○とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上～90%未満.....b 評価値が60%以上～80%未満.....c 評価値が60%未満.....d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>	
--	--	---	--

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(検査職員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」4項目が以上該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
I 出 来 形	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 <ul style="list-style-type: none"> 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 パソコンの活用(図表化、グラフ化など)、先端技術の使用(不可視部分の解析など 例:場所打ち杭の土中の状況)等による実態がわかるようになっている。 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 <ul style="list-style-type: none"> 完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。 自社の管理基準を設定し出来形管理をしている。 <ul style="list-style-type: none"> 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の対処方法など)を定め、管理されている。 その管理基準により、社内検査(書類検査及び現場検査)が完了していることが書面で確認できる。 写真撮影要領の撮影項目、時期、頻度を満足している。 <ul style="list-style-type: none"> 社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所等が記載されている。 写真管理基準の撮影頻度(時期)に基づき、撮影していることが確認できる。 工事写真帳は写真管理基準に基づき作成されている。 起終点の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。 その他() <p>チェック着目リストの2/3以上が該当する場合に、評価項目を○にする。</p> <p>① 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ② 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。</p>					<ul style="list-style-type: none"> 監督員が文書で改善指示を行った。 <p>上記項目に該当があれば ……d</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 <p>上記項目に該当があれば ……e</p>